

松江バレーボール協会規約

第1章 総 則

- 第1条 (名 称) 本会は松江バレーボール協会（以下本会という）と称する。
- 第2条 (事務局) 本会の事務局は会長指定の場所に置く。
- 第3条 (目 的) 本会は松江市とその周辺地域におけるバレーボール技術の向上と普及振興、ならびに相互の連携と親睦をはかり、社会体育に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事 業) 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) バレーボール競技会の開催
 - (2) 競技の普及、技術向上のための事業
 - (3) 指導者及び審判員育成のための事業
 - (4) 他の団体との交流、親睦
 - (5) その他必要な事項
- 第5条 (組 織) 本会は次の団体をもって組織する。
- (1) 小、中、高、大学のチーム
 - (2) クラブ、一般のチーム
 - (3) 職域のチーム
 - (4) 単位地区体協組織下のチーム
 - (5) 家庭婦人のチーム
 - (6) P連組織下のチーム

第2章 役 員

- 第6条 (役 員) 1、本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 会 長 (1名) | (2) 副会長 (若干名) |
| (3) 顧 問 (若干名) | (4) 参 与 (若干名) |
| (5) 理事長 (1名) | (6) 副理事長 (若干名) |
| (7) 常任理事 (若干名) | (8) 理 事 (若干名) |
| (9) 県協会代議員 (1名) | (10) 監 事 (2名) |
- 2、本会に名誉会長をおくことができる。

第7条（役員を選出）

1、役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長及び副会長は選考委員会の推挙により理事会で承認する。
- (2) 理事長、副理事長は常任理事の互選とし、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (3) 常任理事は理事の互選とし、会長が委嘱する。
- (4) 理事は理事長が指名し、会長が委嘱する。
- (5) 監事は選考委員会の推挙により理事会で承認を得、会長が委嘱する。
- (6) 顧問、参与は選考委員会の推挙により理事会で承認を得、会長が委嘱する。

2、名誉会長は理事会の推挙により会長が委嘱する。

第8条（役員の任務）

役員は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
- (3) 顧問、参与は本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- (4) 理事長は本会の業務を統括し、掌理執行する。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は代行する。
- (6) 常任理事は本規約及び緊急を要する事項を協議決定し、また専門部の業務を分担し掌理執行する。
- (7) 理事は専門部の業務を分担し執行する。
- (8) 県バレーボール協会代議員は本会を代表し、県協会の議事を審議する。
- (9) 監事は本会の会計を監査する。

第9条（役員の任期）

役員は任期は2年とする。但し、補員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条（役員解任）

役員が次の号の何れかの場合、常任理事会の議を経て解任することが出来る。

- (1) 本人の都合で辞意を申し出たとき。
- (2) 心身の障害により、職務執行が不可能と認められたとき。
- (3) 本会役員としてふさわしくない行為が認められたとき。

第3章 会 議

- 第11条（会議の種別）** 本会の会議は理事会及び常任理事会からなる。
- 第12条（理事会）** 理事会は本会の最高議決機関であり、年1回開催する。但し、会長が必要と認めるとき、または常任理事会の要請があったとき、会長は臨時に理事会を召集しなければならない。
- (1) 理事会は会長が招集し、議長となる。
- 第13条（決定事項）** 理事会は次の事項に関することを決議する。
- (1) 予算及び決算。
(2) 事業に関すること。
(3) 役員を選出。
(4) 本規約の改廃に関すること。
(5) その他重要事項。
- 第14条（常任理事会）** 常任理事会は理事長が必要に応じて招集する。また、常任理事の3分の1以上の要請があれば招集しなければならない。
- (1) 議長は会議毎に決定する。
(2) 常任理事会は次の事項に関することを協議する。
- ①理事会の議案に関する事項。
②理事会の決定事項の運営に関する事項。
③緊急を要する事項の決定に関する事項。
④各専門部の事業計画及び役員承認に関する事項。
⑥その他必要な事項。
- 第15条（実行委員会）** 特別の事業を実施するときは、実行委員会を組織することが出来る。
- 第16条（会議の議決）** 会議の議決は出席者の過半数により決定する。但し、可否同数の時は議長が決することとする。

第4章 専門部会

- 第17条（各種専門部）** 本会の事業を推進するため次の専門部を設け執行する。
- (1) 競 技 部 競技に関すること、及び競技会の準備運営。
(2) 審 判 部 競技会の審判及び審判員の養成と普及（研修会等）。
(3) 指導普及部 年少者への普及と技術指導及び指導者の育成（講習会等）。
(4) 総 務 部 ①事務局 事務を統括し会務を運営する。
②庶 務 その他庶務を執行する。
(5) 経 理 部 経理を掌理執行する。

(6) 広報部 各種事業の広報活動を執行する。

第18条(役員) 各専門部に部長1名、副部長1名を配置する。

第19条(役員を選出) 会長が指名し、常任理事会で承認する。

第20条(役員の任務)

- (1) 部長は業務を統括執行し、事業の推進運営にあたる。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時は代行する。
- (3) 総務部長は事務局長を兼務する。
- (4) 経理部長は事務局次長を兼務し、事務局長に事故ある時は代行する。

第5章 会計

第21条(財産) 本会の経費は次に掲げるものをもって当てる。

- (1) 参加料
- (2) 助成金または交付金
- (3) 会費
- (4) その他の収入

第22条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

付則 本規約は平成13年6月9日より施行する。
本規約は平成22年6月19日より施行する。